

ネット信用取引 取扱規定 新旧対照表

新	旧
<p>(ネット信用取引口座開設の申込み)</p> <p>第2条</p> <p>1～4 (現行どおり)</p> <p>5 ネット信用取引口座を開設されると、ボイストレードのサービスは受けられなくなるものとします。</p> <p>(委託保証金の維持)</p> <p>第13条 お客さまは、その後の相場の変動による計算上の損失額等を考慮し計算した委託保証金の、その後の相場の変動による計算上の損失額等を考慮し計算した建玉金額に <u>対する</u> 委託保証金率を維持するものとします。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(委託保証金の維持率)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>2 委託保証金が第1項の最低維持率を下回った場合は、お客さまは下回った日の翌々営業日の正午までに、<u>前条に定める委託保証金率</u>を維持するために必要な額の追加の委託保証金を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるものとします。委託保証金の差し入れは、①お客さまの信用保証金勘定へのご入金(有価証券で代替可能な場合の差入れを含む)、もしくは②保有されている信用建玉の反対売買による返済とします。委託保証金の差し入れのために信用建玉を反対売買された場合、反対売買いただいた信用建玉金額の30%の金額を不足額へ充当するものとします。</p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">2021年9月</p>	<p>(ネット信用取引口座開設の申込み)</p> <p>第2条</p> <p>1～4 (省 略)</p> <p>5 ネット信用取引口座を開設されると、<u>携帯電話サービスおよび</u>ボイストレードのサービスは受けられなくなるものとします。</p> <p>(委託保証金の維持)</p> <p>第13条 お客さまは、その後の相場の変動による計算上の損失額等を考慮し計算した委託保証金が、その後の相場の変動による計算上の損失額等を考慮し計算した建玉金額に <u>対して</u> 委託保証金率を維持するものとします。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(委託保証金の維持率)</p> <p>第14条 (省 略)</p> <p>2 委託保証金が第1項の最低維持率を下回った場合は、お客さまは下回った日の翌々営業日の正午までに、<u>当該最低維持率</u>を維持するために必要な額の追加の委託保証金を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるものとします。委託保証金の差し入れは、①お客さまの信用保証金勘定へのご入金(有価証券で代替可能な場合の差入れを含む)、もしくは②保有されている信用建玉の反対売買による返済とします。委託保証金の差し入れのために信用建玉を反対売買された場合、反対売買いただいた信用建玉金額の30%の金額を不足額へ充当するものとします。</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>